

第2期野々市市自殺対策計画

～いのち支える野々市市～

令和7年3月

野々市市

はじめに

平成 15 年に国内における自殺者数が統計開始以来最多となる 3 万 4 千人を超えたことから、平成 18 年に自殺対策を総合的に推進する自殺対策基本法が制定されました。

その後、自殺者数は減少の傾向にありましたが、近年は新型コロナウイルス感染症が拡大した影響などもあり、令和 2 年に増加に転じ、依然として毎年 2 万人を超える方が自殺によりかけがえのない命を絶っています。



この間、国では自殺対策基本法に基づく自殺総合対策大綱を閣議決定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域レベルで実践的な取組が図られるよう、自殺対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

本市におきましても、平成 31 年 3 月に野々市市自殺対策計画を策定し、関係機関等と連携を図りながら、自殺予防に向けた普及啓発活動や自殺対策を支える人材の育成に取り組むなど、「生きることの包括的な支援」を推進してきたところです。

今回、策定した第 2 期野々市市自殺対策計画は、これまでの取組を継続するとともに、全国的に女性の自殺者数が増加傾向にあることや、小中高生の自殺者数が過去最多の水準となっていることを踏まえ、女性及び児童・生徒の自殺対策を重点的に取り組むべき施策として位置づけることといたしました。市民一人ひとりが自殺に関する理解を深め、自殺予防の重要性を認識し、社会全体で自殺リスクを低下させていくため、地域と行政が一体となって、本計画を総合的に推進してまいります。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご協力を賜りました野々市市自殺対策協議会の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできる野々市市を目指して、施策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

野々市市長 栗 貴 章

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定・見直しの趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の推進体制	1

第2章 自殺の現状と課題

1	これまでの取組と評価	2
2	自殺の現状	3
	(1) 人口及び自殺者数の推移	3
	(2) 自殺死亡率の推移	4
	(3) 年代別自殺者の状況	5
	(4) 自殺の原因・動機別の状況	7
	(5) 自殺者の就業状況	8
	(6) 同居人の有無の状況・男女別	9
3	現状からみた課題	10

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

1	施策の基本的な視点	11
2	計画の数値目標	11

第4章 施策の推進

施策の体系と取組方針	12
施策Ⅰ 自殺予防に向けた普及啓発活動の推進	13
1 自殺や自殺対策に関する理解の促進	13
施策Ⅱ 自殺予防のための相談・支援の拡充	14
1 地域におけるネットワークの強化	14
2 相談体制の充実	15
3 自殺対策を支える人材の育成	16
施策Ⅲ 地域の特性に応じた施策の推進	17
1 若い世代の特性に応じた支援の実施	17
2 高齢者が生きがいを感じることができる社会の推進	18
3 女性に寄り添ったきめ細かな支援の充実	19
4 児童・生徒に対する支援の拡充	20

資料編	22
-----	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定・見直しの趣旨

本市における自殺者数は、平成 21 年に最多となる 14 人となり、その後は減少傾向にありましたが、国の動きと同様に新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年に 11 人と大きく増加し、直近 2 年では 10 人を超えています。

自殺は、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因の積み重ねにより、追い込まれた末の死です。また、自殺は、日常生活や社会生活などにおける役割喪失感や過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうもので、自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施していくことが重要となります。

その上で、国は、令和 4 年 10 月に自殺対策の指針として新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを重点的に推進することとしました。

本市においても、国の動向及び令和 6 年 8 月策定の石川県自殺対策計画を踏まえ、本市の実情に応じた自殺対策を推進するため、平成 31 年 3 月に策定した野々市市自殺対策計画を見直し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、国において閣議決定された「自殺総合対策大綱」及び「石川県自殺対策計画」を踏まえて策定する「市町村自殺対策計画」です。

また、本市の最上位計画である「野々市市第二次総合計画」の方向性を踏まえ、その他関係計画における取組等とも整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、計画内容の変更が必要となった場合は、計画期間中であっても、適宜見直しを行います。

4 計画の推進体制

自殺対策の取組及び進捗状況は、野々市市自殺対策協議会に報告し、PDCA マネジメントサイクルにより見直し・改善を図ります。

第2章 自殺の現状と課題

1 これまでの取組と評価【表1・2】

本市では、平成31年の計画策定以来、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する支援」の5つを基本施策として、庁内の関係部署や関係機関等と横断的に協力し、自殺対策に取り組んできたところです。

しかしながら、令和2年に新型コロナウイルス感染症が流行拡大し、計画策定時には予測できない事象の発生により、設定した自殺死亡率及び自殺者数の数値目標（中間目標）を下回ることができませんでした。

一方で、こうした状況下においても、ゲートキーパー養成の一環として開催する「市民カウンセラー連続講座」の修了者数は年々増えており、自殺対策を支える人材の育成は、着実に成果を上げています。

また、3月の自殺対策強化月間では、市立図書館「学びの杜ののいちカレード」において、命の大切さや生き方のヒントとなる図書を集めた特設コーナーを設置し、自殺予防の啓発と周知を図り、幅広く市民の関心を集めました。

コロナ禍以降、本市における自殺者数は増加の傾向にあり、依然として厳しい状況にありますが、こうした取組を引き続き実施し、確実に自殺対策を推進していく必要があります。

【表1】数値目標（野々市市）

	中間目標 (R2～R4平均)	確定値 (R2～R4平均)
自殺者数	7人以下	10.3人
自殺死亡率 (人口10万対)	13.6以下	18.1

【表2】市民カウンセラー連続講座修了者数（野々市市）

	R2	R3	R4
修了者数	—※	17人	35人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止

2 自殺の現状

(1) 人口及び自殺者数の推移【図1・2】

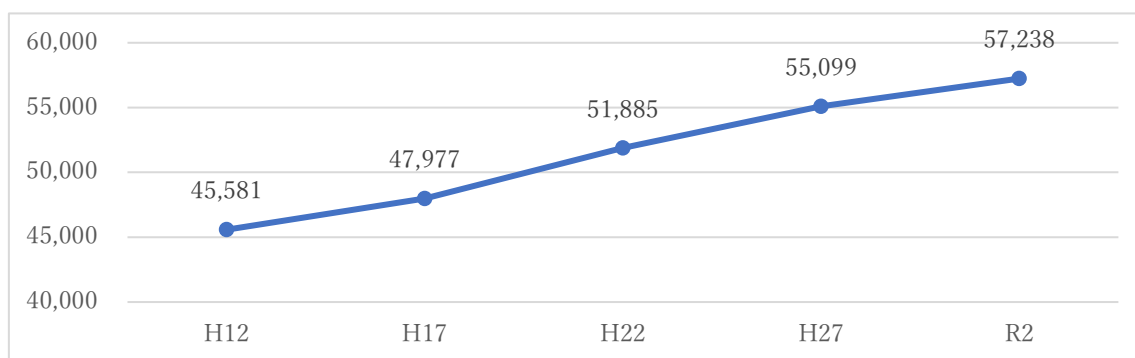
本市の人口は、区画整理事業による宅地の整備等により、若い世代を中心に増加しています。また、令和2年国勢調査における平均年齢は、41.68歳と石川県内で最も若く、児童・生徒数も増加の傾向にあります。

一方、本市における自殺者数は、平成21年に最多となる14人まで増加しましたが、その後は、人口の増加に反して減少に転じ、一桁台で推移してきました。

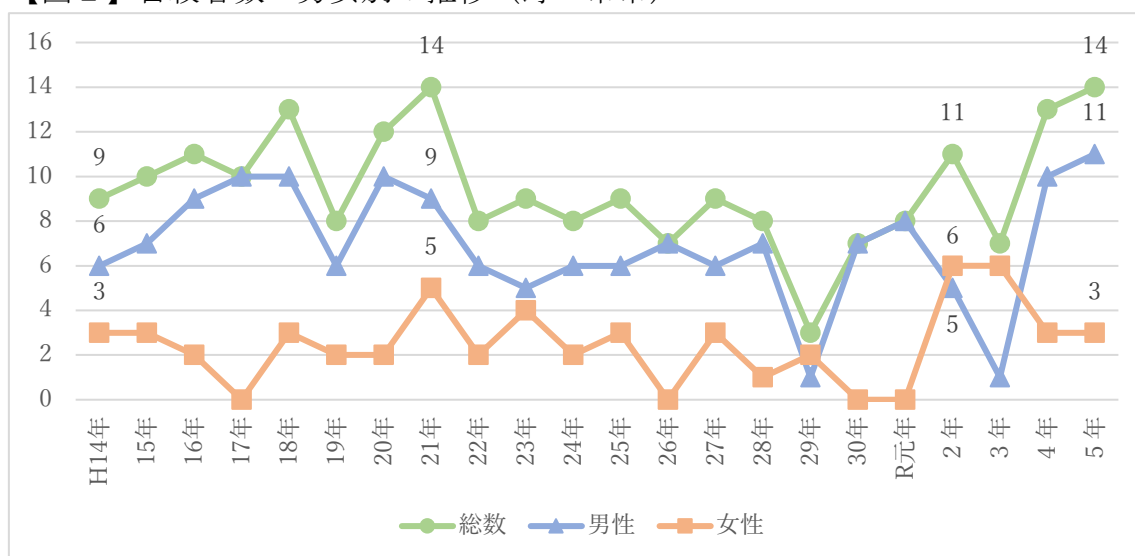
平成31年3月に野々市市自殺対策計画を策定し、関係機関と連携を図り包括的な自殺対策に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年に再び自殺者数は10人を超え、令和5年は14人まで増加しました。

また、男女別の自殺者数では、これまで男性が女性を大きく上回っていましたが、令和2年に女性の自殺者数が最多の6名となり、男性を上回りました。

【図1】国勢調査人口の推移（野々市市）



【図2】自殺者数・男女別の推移（野々市市）

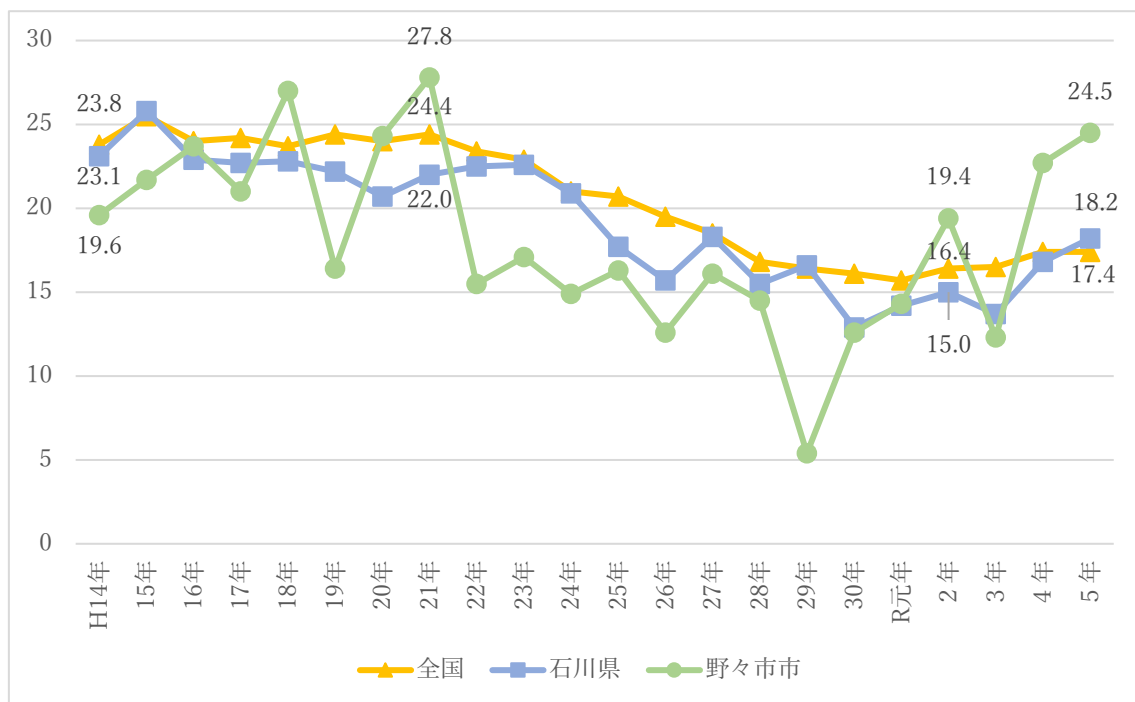


資料：人口動態統計

（２）自殺死亡率の推移【図３】

全国・石川県との自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の比較では、本市の自殺死亡率は、平成 21 年に全国及び石川県を大きく上回ったものの、その後は全国及び石川県を下回り減少の傾向にありましたが、平成 30 年に増加に転じ、令和 2 年に再び全国及び石川県を上回りました。また、直近の 2 年では、全国及び石川県を大きく上回っています。

【図３】自殺死亡率（人口 10 万対）の推移（全国・石川県・野々市市）



資料：人口動態統計

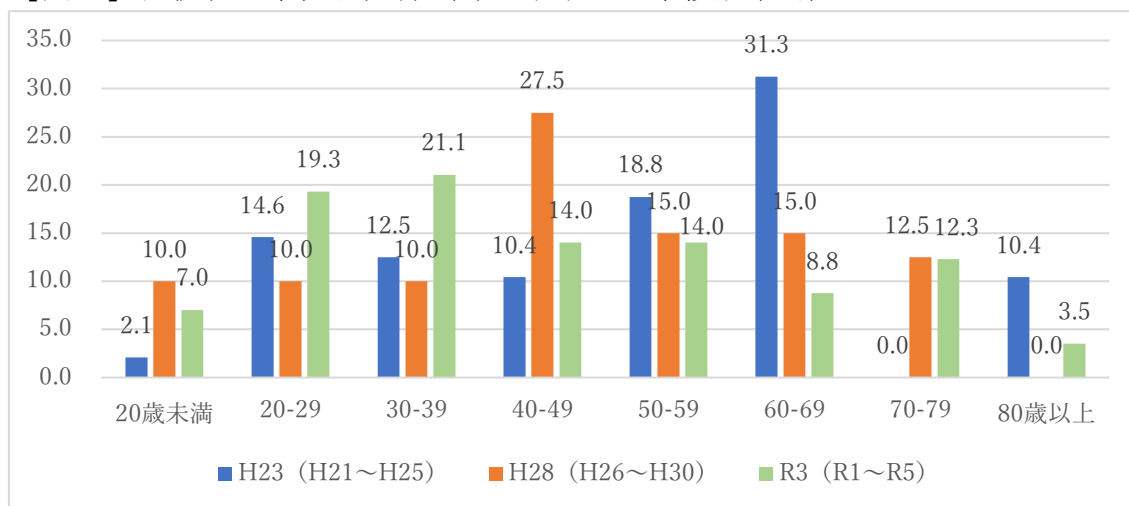
（３）年代別自殺者の状況【図４～７】

本市の自殺者の年代別割合（５年移動平均）をみると、平成 23 年（平成 21 年～平成 25 年）では、60 歳代が 31.3%と最も高く、次いで 50 歳代が 18.8%と 50 歳から 69 歳までの世代の自殺者が全体の約 5 割を占めています。

一方、令和 3 年（令和元年～令和 5 年）では、30 歳代が 21.1%と最も高く、次いで 20 歳代が 19.3%と 20 歳から 39 歳までの世代の自殺者が全体の約 4 割を占めており、若い世代の自殺者の割合が高くなっている傾向にあることがわかります。

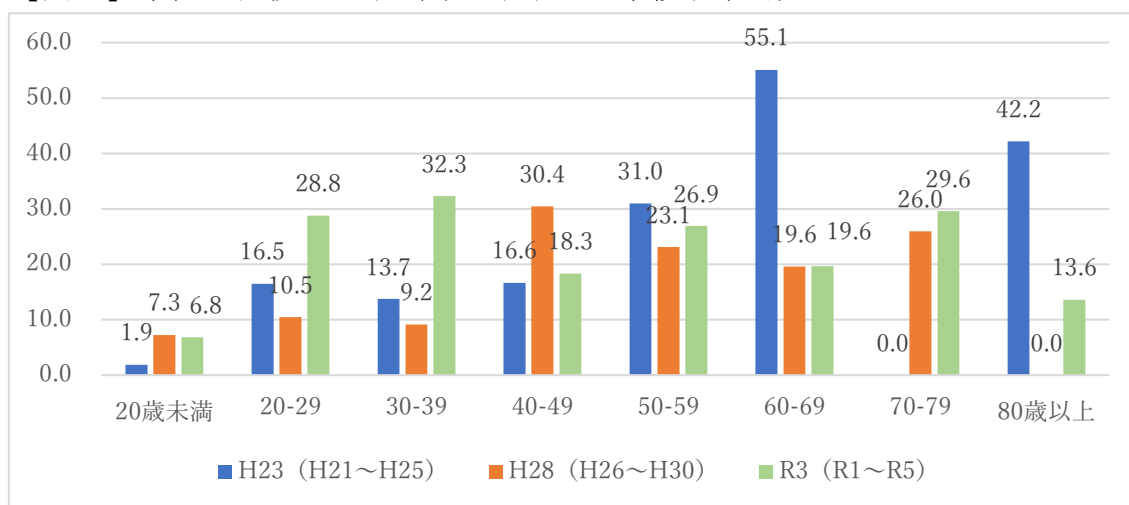
また、性別・年代別をみると、男女ともに 20 歳代、30 歳代が増加しています。

【図４】自殺者の年代別割合（野々市市：５年移動平均）



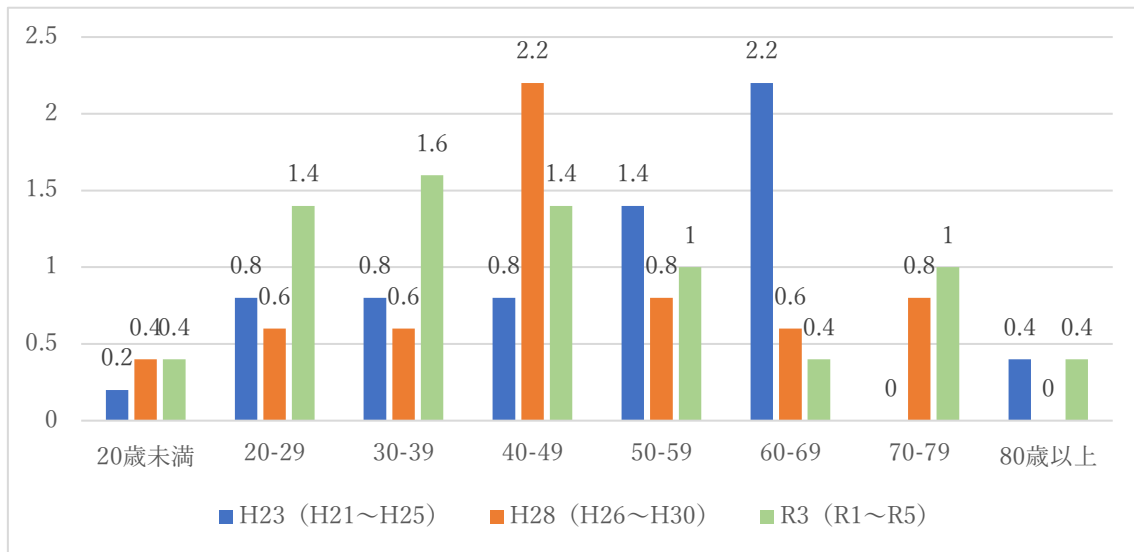
資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

【図５】年代別自殺死亡率（野々市市：５年移動平均）



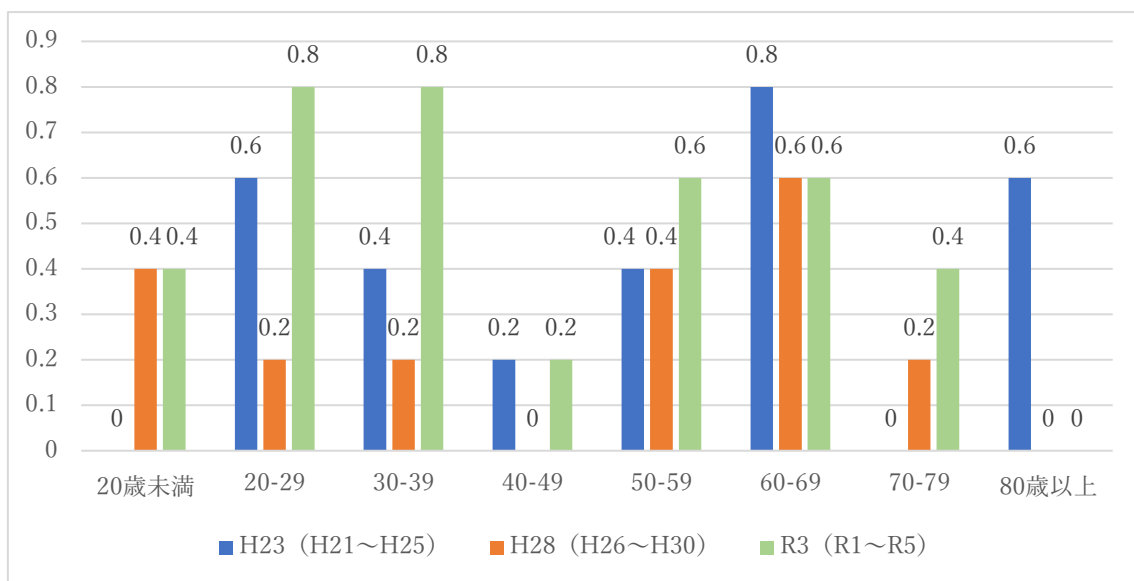
資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

【図6】年代別自殺者数：男性（野々市市：5年移動平均）



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

【図7】年代別自殺者数：女性（野々市市：5年移動平均）



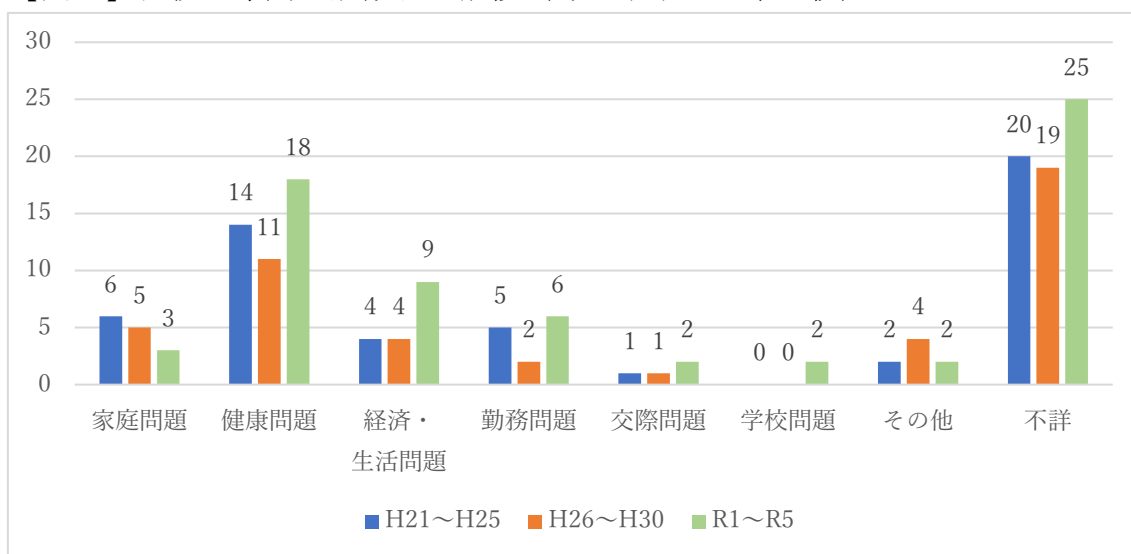
資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

（４）自殺の原因・動機別の状況【図８・９】

自殺の原因・動機を特定できたものをみると、いずれの年も「健康問題」が最も多くなっています。

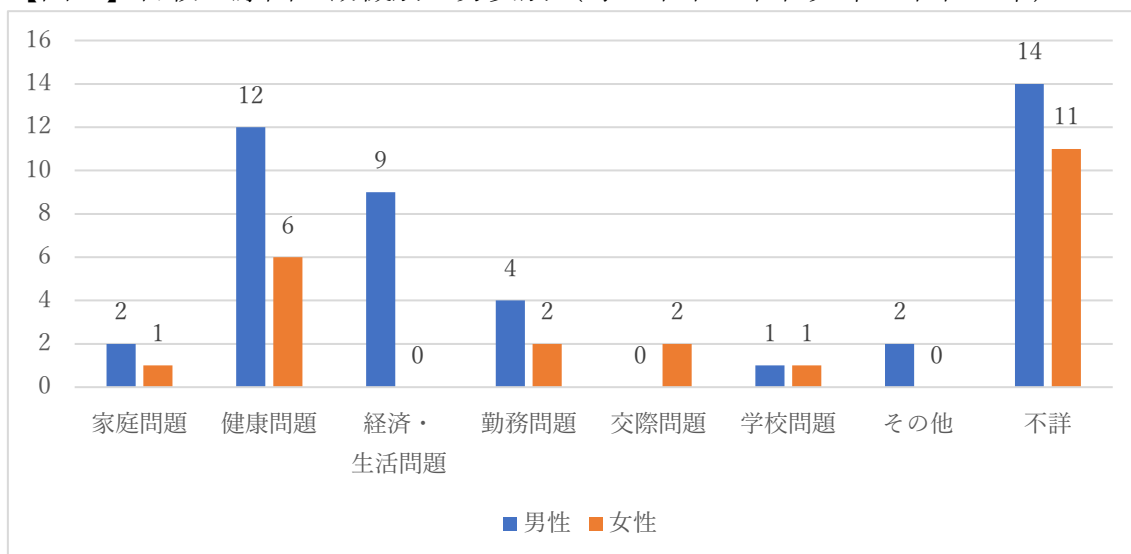
また、男女別に原因・動機をみると、男性では「健康問題」が12人と最も多く、次いで「経済・生活問題」が9人、「勤務問題」が4人と続いています。女性では「健康問題」が6人と最も多く、次いで「勤務問題」、「交際問題」がともに2人となっています。

【図８】自殺の原因・動機別の推移（野々市市：５年比較）



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

【図９】自殺の原因・動機別・男女別（野々市市：令和元年～令和５年）



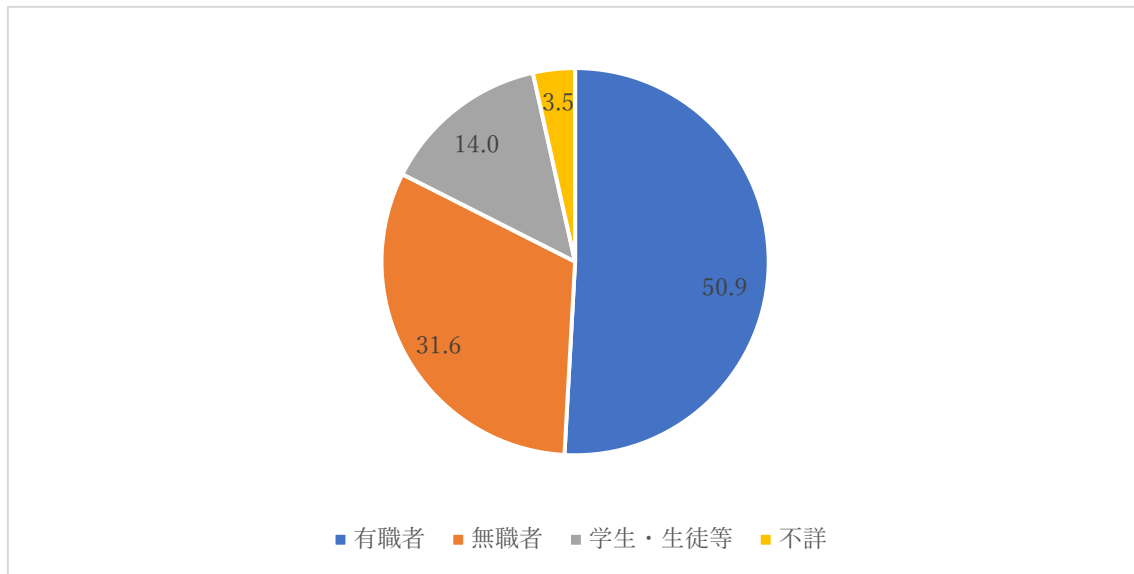
資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

（５）自殺者の就業状況【図 10・11】

自殺者の就業の状況をみると、有職者が 50.9%と全体の約 5 割を占め、次いで無職者が 31.6%、学生・生徒等が 14.0%となっています。

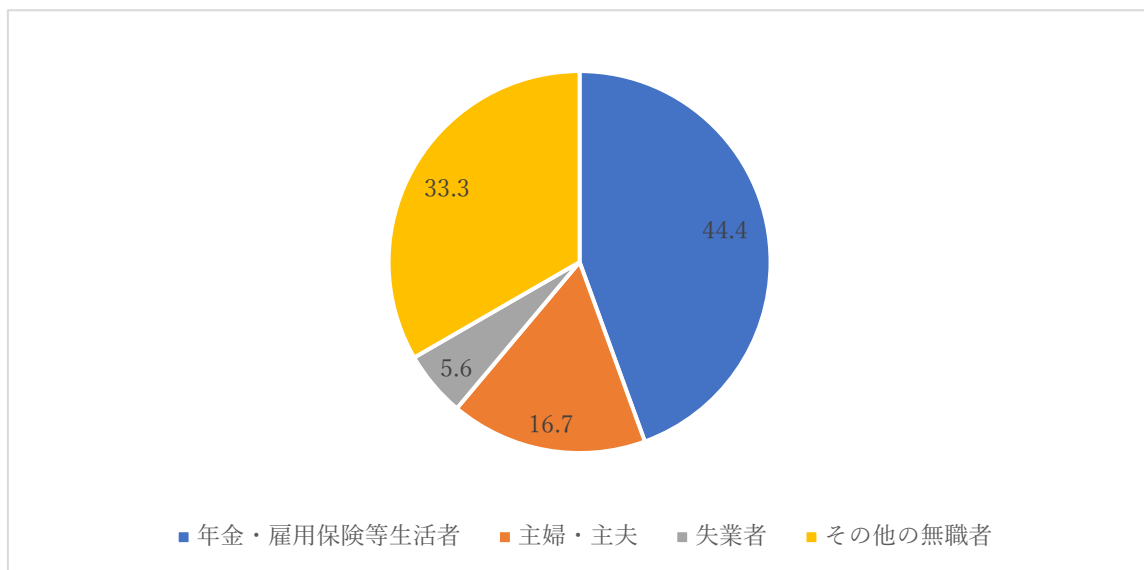
また、無職者の内訳では、年金・雇用保険等生活者が 44.4%と最も多く、次いで、主婦・主夫が 16.7%、失業者が 5.6%となっています。

【図 10】 自殺者の就業状況（野々市市：令和元年～令和 5 年）



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

【図 11】 無職者の内訳（野々市市：令和元年～令和 5 年）

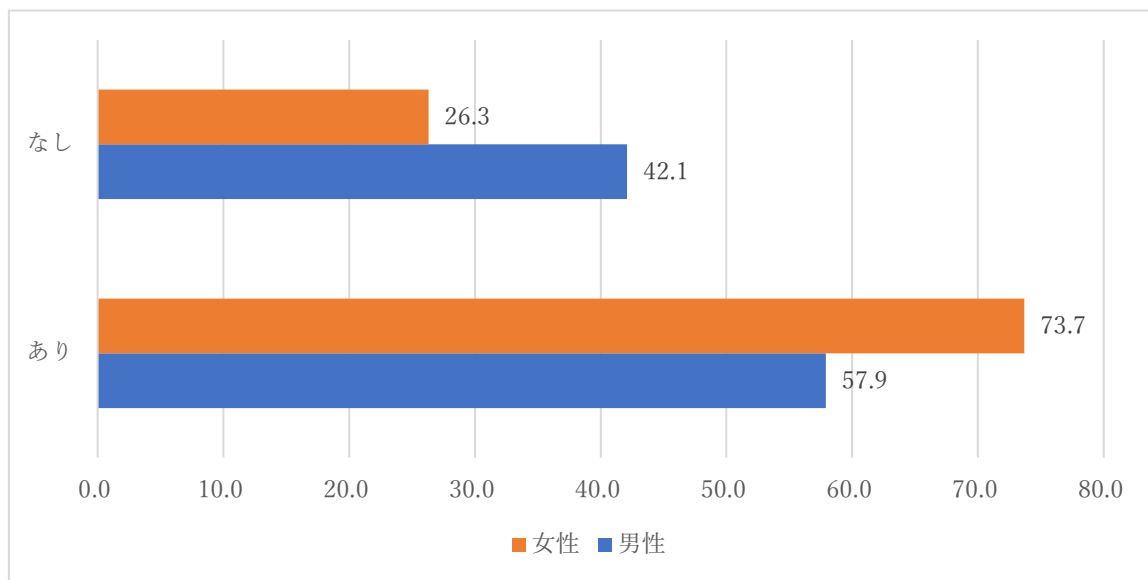


資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

（６）同居人の有無の状況・男女別【図 12】

自殺者の同居人の有無を男女別にみると、男女ともに同居人ありの人の割合が高く、特に女性は 73.7%となっています。

【図 12】同居人の有無・男女別（野々市市：令和元年～令和 5 年）



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

3 現状からみた課題

(1) 20 歳代、30 歳代に対する支援

近年、20 歳代、30 歳代の自殺者の割合が高くなりつつあることを踏まえ、若い世代に対する世代の特徴に応じた対策の推進が課題となっています。

(2) 高齢者に対する支援

60 歳以上の自殺者の割合は低くなりつつありますが、今後、高齢化がますます進展することを踏まえ、高齢者の孤独・孤立を防ぎ、生きがいを感じることができる社会の推進が課題となっています。

(3) 女性に対する支援

令和 2 年に女性の自殺者数が最多の 6 名となったことを踏まえ、女性特有の問題を抱える方に対する寄り添ったきめ細かな支援の充実が課題となっています。

(4) 児童・生徒に対する支援

全国的に小中高生の自殺は、過去最多の水準となっていることや、本市の特徴とも言える児童・生徒数が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒に対する支援の拡充が課題となっています。

(5) 関係機関等との連携強化

自殺は、様々な社会的要因の積み重ねや、日常生活・社会生活などにおける役割喪失感や過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうものです。そのため、自殺対策は、多くの関係機関等が連携して地域レベルで包括的に推進する必要があります。

第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

1 施策の基本的な視点

(1) 自殺予防に向けた普及啓発活動の推進

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させなければなりません。

そのためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することが重要です。市民一人ひとりが、自殺に関して正しく理解し、自殺予防の重要性を認識できるよう普及啓発活動を推進します。

(2) 自殺予防のための相談・支援の拡充

自殺は、日常生活・社会生活などにおける役割喪失感や過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれた末に起こります。

自殺を予防するためには、危機的な状態に追い込まれる前に、自殺の要因を解消することが重要です。

そのため、市民、大学、関係機関等との連携強化を図り、「生きることの包括的な支援」が更に推進されるよう相談・支援の拡充を図ります。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

自殺対策を推進するに当たっては、本市の自殺の現状を理解し、本市の特性に応じた施策を展開することが重要です。

若い世代が多く住む本市において、20歳代、30歳代の自殺の割合が高くなっていることや、女性の自殺者が増加傾向にあること、そして、全国的に児童・生徒の自殺者数の水準が過去最多となっていること等を踏まえ、これらの特性に応じた施策を推進します。

2 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱に準じ、令和8年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とします。

	平成27年 (基準)	令和2年～令和4年 (現状)	令和6年～令和8年 (目標)
自殺死亡률	16.1	18.1	11.2以下
自殺者数	9人	10.3人	6人以下

※自殺死亡률及び自殺者数は、実態に近い数値とするため、3年の平均値を採用

※自殺死亡률은、人口10万人に占める人数

※令和9年以降の数値目標は、令和9年改定予定の国の自殺総合対策大綱の数値目標を参考に
見直すものとします。

第4章 施策の推進

施策の体系と取組方針

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて～

施策の体系	取組方針
I 自殺予防に向けた普及啓発活動の推進	1 自殺や自殺対策に関する理解の促進
II 自殺予防のための相談・支援の拡充	1 地域におけるネットワークの強化
	2 相談体制の充実
	3 自殺対策を支える人材の育成
III 地域の特性に応じた施策の推進	1 若い世代の特性に応じた支援の実施
	2 高齢者が生きがいを感じることができる社会の推進
	③ 女性に寄り添ったきめ細かな支援の充実
	④ 児童・生徒に対する支援の拡充

○で囲った数字は、重点施策

施策Ⅰ 自殺予防に向けた普及啓発活動の推進

1 自殺や自殺対策に関する理解の促進

事業	事業内容	担当課
自殺対策キャンペーン	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関するチラシ等を広く配布するとともに、SNS等を活用した普及啓発活動を実施します。	福祉総務課
命の大切さ・生きる希望を伝えるBookキャンペーン	市立図書館において命の大切さや生き方のヒントに関する図書を集めた特設コーナーを設置し、自殺予防に取り組みます。	福祉総務課
DV防止キャンペーン	DVやデートDVの防止のパンフレットを配布するとともに、石川パープルリボンキャンペーン期間において、市内各所にパープルリボンツリーや特設コーナーを設置し、啓発活動を行います。	市民協働課
人権啓発映画会	地域住民が参加できる映画会を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民協働課
こころの健康教室	市民のこころの健康維持のため「こころの健康教室」を開催し、こころの健康づくりの重要性を普及啓発します。	健康推進課
職場におけるメンタルヘルス対策支援	労働者が心身ともに健康で働くことができるよう、SNS等を活用し、企業等にメンタルヘルス対策の重要性を周知します。	福祉総務課

施策Ⅱ 自殺予防のための相談・支援の拡充

1 地域におけるネットワークの強化

事業	事業内容	担当課
自殺対策協議会	保健、医療、教育、福祉、労働、警察等の関係機関で構成される自殺対策協議会を開催し、自殺及び自殺対策に関する情報を共有し、連携を図りながら、包括的な自殺対策の推進に取り組みます。	福祉総務課
自殺対策庁内連絡会	関係各課により構成される自殺対策庁内連絡会を開催し、事業の進捗状況等を共有し、横断的に課題解決に取り組みます。	福祉総務課
虐待防止等協議会	保健、医療、教育、福祉、警察、弁護士等の関係機関で構成される虐待防止等協議会を開催し、虐待の防止、早期発見に努め、虐待の防止に取り組みます。	福祉総務課 介護長寿課 子育て支援課 市民協働課

2 相談体制の充実

事業	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援	失業、身体的な理由等により、働くことができない生活困窮者等に対し、関係機関と連携を図りながら、生活再建に向けた経済的・精神的な支援を行います。	福祉総務課、 (社会福祉協議会)
人権相談	人権に関する悩みを抱える方のために、人権擁護委員による相談会を実施します。	市民協働課
無料法律相談	法律に関するトラブルや悩み事を抱える方のために、無料で弁護士に相談できる相談会を実施します。	市民協働課
認知症相談（介護に関する悩み相談）	市内の地区地域包括支援センターと市内グループホームで認知症に関する相談に対応します。また、認知症カフェでは、認知症の方の居場所確保や、介護に関する情報交換、悩みの相談にも対応します。	介護長寿課
発達相談事業	本人や家族等からの発達に関する相談に応じ、関係機関と連携して相談者を継続的にサポートします。	子育て支援課
こども家庭センター相談事業	様々な悩みを抱える子ども、妊産婦、子育て世帯に寄り添い、継続的な相談や必要な支援を行います。	子育て支援課 健康推進課
障害者相談事業	市から委託された障害者相談員が、障害のある人や家族等の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を送れるよう支援します。	福祉総務課

事業	事業内容	担当課
災害時の健康管理とこころのケア	災害発生時における被災者の健康管理とこころのケアとして、町内会、ボランティア等と連携して保健指導、相談を実施します。	総務課、健康推進課
生活習慣病健康相談	健康診断等の検査結果において、生活習慣病予防に関する相談に保健師・栄養士が応じ、市民の健康増進を支援します。	健康推進課

3 自殺対策を支える人材の育成

事業	事業内容	担当課
ゲートキーパー養成講座（市民カウンセラー連続講座）	市民を対象とした傾聴技術の基礎を学ぶ講座を金沢工業大学心理科学研究所と連携して開催し、家庭や職場、地域において、人の悩みなどの相談に応じることができる人材を育成します。	福祉総務課

施策Ⅲ 地域の特性に応じた施策の推進

1 若い世代の特性に応じた支援の実施

事業	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の支援事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦・寡夫の家庭状況に応じて、自立に必要な情報提供、相談指導等を行うことにより、必要な環境の整備や教育機会の均等、親の就業支援等、自立のための総合的な支援を実施します。	子育て支援課
親支援プログラム事業	妊産婦や子育て世帯の保護者が孤立しないよう、仲間づくりの場を提供します。	子育て支援課
子育て支援事業利用者支援	利用者支援専門員を配置し、妊娠期から子育て期の保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供、助言等の必要な支援を行います。	子育て支援課 健康推進課

2 高齢者が生きがいを感じることができる社会の推進

事業	事業内容	担当課
通いの場の支援	地域の公民館や集会所等において、高齢者が気軽に体操や交流活動を行うことができる「通いの場」の立ち上げや、活動を継続するための支援を行います。	介護長寿課
地域拠点の有効活用	集会所等の地域資源を活用して、市民が気軽に集えるコミュニケーションカフェや、様々なサークル活動等を行う場所づくりを市社会福祉協議会と共に支援します。	介護長寿課、福祉総務課
(仮称) 野々市つばきの杜センターの整備	老人福祉センター椿荘及び中央児童館を改修し、高齢者と子育て世代が交流することができる福祉複合施設を整備します。	介護長寿課 福祉総務課 子育て支援課

③ 女性に寄り添ったきめ細かな支援の充実【重点施策】

事業	事業内容	担当課
母子保健（産後うつ予防）事業	産婦を対象として、産婦健康診査や赤ちゃん訪問時に、産後うつ病に関する質問票を記載してもらい、ハイリスク者に対して必要に応じて関係機関につなぐ等の対応を行います。	健康推進課
性犯罪・性暴力被害者の支援	性犯罪・性暴力を根絶するための啓発活動を実施するとともに、被害に遭われた方を関係機関に迅速につなげます。	市民協働課
女性のための支援ポータルサイト「あなたのミカタ」の周知	DVや性暴力といった困難な問題を抱える女性に向けて、厚生労働省が開設する支援ポータルサイト「あなたのミカタ」を広く周知し、女性を包括的に支援します。	市民協働課
女性弁護士による無料法律相談会	女性特有の悩みを相談しやすくするため、女性弁護士による相談会を実施します。	市民協働課

④ 児童・生徒に対する支援の拡充【重点施策】

事業	事業内容	担当課
学校における自殺予防の取組	各学校におけるアンケートや面談により、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を行います。また、継続的な観察や支援、長期休業中の見守り、相談窓口の周知など、自殺予防の取組を推進します。	教育総務課
いじめ防止対策	学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のための対策を組織的に推進します。	教育総務課
教育相談事業	スクールカウンセラー等が、児童・生徒、保護者、教職員の抱える悩みや不安等の相談に応じ、助言や相談者の心のケアを行います。	教育総務課
SOSの出し方に関する教育	命の大切さ、尊さについての理解を促進するとともに、児童・生徒が悩みを抱えたときに助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育の推進を図ります。	福祉総務課 教育総務課
こどもの人権SOSミニレターの配布	児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布することにより、身近な人に相談できない子どもの悩み事を把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら対応します。	市民協働課
いじめ・トラブル相談室	少年育成センターにいじめや不登校に悩む児童・生徒の相談窓口を置き、これらに関する相談を受け付けます。	生涯学習課

事業	事業内容	担当課
小学校における人権の花運動	児童が互いに協力して花を植え育てることで、命の大切さを学ぶとともに、人に対する思いやりの心を育みます。また、人権擁護委員が絵本の読み聞かせを行い、人権について考える機会を設けます。	市民協働課
人権啓発活動	児童・生徒に人権啓発に関するリーフレット等を配布し、人権意識の高揚を図ります。	市民協働課
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、ヤングケアラーへの支援に必要となる知識の習得や、教育と福祉の連携及び相談支援体制の強化を図るための研修会を開催します。	子育て支援課

資料編

あなたが悩みや不安を抱えて困っている時には、相談できる場所があります。
ひとりで悩まず相談してみませんか。

●こころの健康やこころの悩みに関する相談

相談窓口		電話番号	受付時間
石川県こころの健康センター		076-238-5750	月～金 8:30～17:15（祝日等除く）
こころの相談ダイヤル		076-237-2700	月～金 9:00～17:00（祝日等除く）
		0570-783-780	月～金 17:00～翌9:00 土日・祝日 0:00～24:00
石川県石川中央保健福祉センター		076-275-2250	月～金 8:30～17:45（祝日等除く）
石川県精神科救急情報センター 「いしかわこころの救急ダイヤル」		076-238-3300	24 時間（緊急に精神科医療の受診などを必要とされる方 やご家族などからの相談）
金沢こころの電話	一般	076-222-7556	月～水 18:00～21:00、木金 18:00～23:00 土 15:00～23:00、日 9:00～23:00 祝・振替 月～水 9:00～21:00、木～土 23:00 まで
	高齢者	076-260-7272	
石川産業保健総合支援センター 働く人のこころの相談室		076-265-3886	月～金 13:30～16:30（第2・4木 14:00～16:00） 木 9:00～12:00（祝日等除く）
野々市市社会福祉協議会 心配ごと相談		076-248-0112	木 13:00～15:00（祝日等除く）
野々市市福祉総務課		076-227-6063	月～金 8:30～17:15（祝日等除く）
野々市市健康推進課 （野々市市保健センター内）		076-248-3511	月～金 9:00～17:00（祝日等除く）

●いじめ等に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
24 時間子供 SOS 相談テレホン	076-298-1699 0120-0-78310	24 時間
いじめ相談窓口	076-225-1830	月～金 9:00～17:00（祝日等除く）
いじめ 110 番	0120-617-867	24 時間
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00
いじめトラブル相談室	076-294-8815	月～金 9:00～17:00（祝日等除く）
子ども相談ダイヤル	076-246-7830	月～金 9:00～17:00（祝日等除く）

●DV、性暴力、女性の悩みに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
石川県配偶者暴力相談支援センター	076-221-8740	月～金 9:00～17:00、祝日等 9:00～16:00
パープルサポートいしかわ (いしかわ性暴力被害者支援センター)	#8891 又は 076-223-8955	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く) ただし、緊急医療などの緊急を要する相談は24時間365日対応
石川県女性相談支援センター	#8778 又は 076-208-3304	月～金 9:00～11:30、13:00～16:30 (祝日等除く)
性被害110番	#8103 又は 0120-010-783	24時間
DV相談プラス	0120-279-889	24時間

●職場環境に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
石川産業保健総合支援センター	076-265-3888	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
石川労働局総合労働相談コーナー	076-265-4432	月～金 9:30～17:00 (祝日等除く)
金沢労働基準監督署 (野々市市地区)	076-292-7945	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)
石川県職業能力開発プラザ	076-261-1400	月～金 8:30～17:00 (祝日等除く)
石川県労働委員会	076-225-1881	月～金 8:30～17:45 (祝日等除く)

●多重債務、借金返済、消費生活に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
石川県司法書士会	電話相談	076-292-8133
	面接相談	076-291-7070
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日等除く)
北沢税務局 多重債務相談窓口	076-292-7951	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日等除く)
石川県消費生活支援センター	076-255-2120	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30 (祝日等除く)
野々市市消費生活センター (野々市市役所 市民協働課内)	076-227-6054	月～金 8:30～17:15 (祝日等除く)

●遺族のつどいに関する相談

遺族交流会	詳細については石川県こころの健康センター (076-238-5750) へお問い合わせください。
ひまわりの会	詳細については事務局 (090-2833-3427) へお問い合わせください。
小さな天使のママの会	詳細についてはメール (tenshimama2008@ymail.ne.jp) へお問い合わせください。
金沢まっとの会	詳細については事務局 (090-1317-5238) へお問い合わせください。

※祝日等：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

野々市市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及び自殺対策の円滑な推進を図るため、野々市市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の施策評価に関すること。
- (3) 自殺対策の地域ネットワークの形成に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員にあつては、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

野々市市自殺対策協議会委員名簿

職	所属・役職等	氏 名
委 員 長	金沢工業大学大学院心理科学研究科教授	塩谷 亨
副委員長	野々市市社会福祉協議会事務局長	高瀬 寿彦
委 員	石川県石川中央保健福祉センター健康推進課主幹	大矢 紀子
	野々市市郷・押野地区地域包括支援センター看護師	川上 真奈美
	野々市市教育委員会教育総務課参事	小倉 豪
	石川県白山警察署生活安全課課長	田畠 邦弘
	金沢市民生協会ときわ病院生活支援課課長	坂東 七菜
	白山公共職業安定所統括職業指導官	宗広 由美子
	野々市市民生委員児童委員協議会会長	吉岡 潤

(五十音順、敬称略)

第2期野々市市自殺対策計画
令和7年3月策定

野々市市健康福祉部福祉総務課
〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地
TEL : 076-227-6063
e-mail : fukushi@city.nonoichi.lg.jp
